

湯来町「滝パンフレット」制作業務公募型プロポーザル説明書

1 委託業務内容

- (1) 業務名
湯来町「滝パンフレット」制作業務
- (2) 委託期間
契約締結日から令和9年2月26日(金)まで
- (3) 業務内容
別紙「湯来町「滝パンフレット」制作業務基本仕様書」(以下「基本仕様書」という。)のとおり
- (4) 概算事業費
本業務に係る費用は、次のとおりとする。
1,800,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)以内
- (5) 契約担当課
広島市佐伯区海老園二丁目5番28号(佐伯区役所2階)
広島市佐伯区市民部地域起こし推進課
TEL 082-943-9705 FAX 082-943-9718
E-mail sa-chiiki@city.hiroshima.lg.jp

2 全体スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 公示日 | 令和8年7月31日(金) |
| (2) 参加資格確認申請書提出期限 | 令和8年8月14日(金) |
| (3) 質問受付期限 | 令和8年8月14日(金) |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和8年8月21日(金) 正午 |
| (5) 審査(ヒアリング) | 令和8年8月28日(金)(予定) |
| (6) 審査結果通知 | 令和8年9月上旬(予定) |

3 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4及び広島市契約規則(昭和39年4月1日規則第28号)第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (5) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 湯来町「滝パンフレット」制作業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員
 - イ 前号に掲げる委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の団体及び当該団体に所属する者

4 参加資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式 1）
- イ 履歴事項全部証明書（発行年月日が参加資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のもの）
- ウ 広島市税について滞納がないことを証する納税証明書
「〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（発行年月日が参加資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のもの）
- エ 消費税及び地方消費税について未納がないことを証する納税証明書
「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書「その 3 の 3」（電子納税証明書は不可。発行年月日が参加資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のもの）

(2) 提出期間

公示日から令和 8 年 8 月 1 4 日（金）までの日（閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。

(3) 提出場所

前記 1 (5) に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 追加書類の提出又は提出した書類についての説明を求められた場合は、これに応じること。

(6) 参加資格確認結果の通知

令和 8 年 8 月 1 9 日（水）までに書面により通知する。

5 質問の受付と回答

(1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 公示日から令和 8 年 8 月 1 4 日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- イ 受付場所 前記 1 (5) に同じ
- ウ 受付方法 基本仕様書等に関する質問書（様式 2）に記入の上、電子メールにより提出すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から閉庁日を除き 3 日以内に質問者に電子メールにより直接回答するとともに、前記 1 (5)において、令和 8 年 8 月 2 1 日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（ただし、8 月 2 1 日（金）は正午まで。）閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

6 企画提案書の提出

(1) 企画提案書記載項目

企画提案書は任意の様式とし、表紙には、「湯来町「滝パンフレット」制作業務 企画提案書」と記載するとともに、社名を記載すること。ただし、社名の記載は正本のみとし、副本には、社章など、提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。

企画提案書に記載する内容は、以下ア～エのとおりとし、文書、イメージ図などを用い、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすく記載すること。

ア 業務体制等

(ア) 業務体制

業務全体の管理責任者を明確にするとともに、業務ごとの責任者、スタッフを記した体制図を作成すること。なお、全体の管理責任者、業務ごとの責任者については、役職、職歴等を記載した資料を作成すること。

(イ) 類似業務の実績（過去５年以内、最大合計５件まで）

パンフレット等の制作に関する類似業務について記載することとし、実施主体（クライアント）、実施年次、事業費、事業内容、成果を記載すること。

※ 類似業務の実績が確認できる契約書及び仕様書の写しを添付すること。

(ウ) 業務スケジュール

業務全体及び業務ごとのスケジュールを記載すること。

イ 企画・提案

(ア) 業務全般

基本仕様書における業務の目的を踏まえ、企画に係るテーマやコンセプトを具体的に記載すること。

(イ) 滝の選定

基本仕様書「４(２)滝の選定」に基づき、掲載予定の滝について、選定理由を明示し、道中の内容も含めて安全に関する注意事項を整理の上、記載すること。

(ウ) 撮影・デザイン及び編集

- a 業務に従事するカメラマン候補者について、氏名・経歴・実績等を記載すること。
また、撮影技術を確認するため、過去に撮影した作品又は業務成果物（パンフレット、写真集、ウェブサイト等）の実績資料を添付すること
- b タイトルについて、理由とともに具体的に記載すること。
- c ターゲット層に手に取ってもらえるような工夫について、具体的に記載すること。
- d パンフレットを通して、どのように迫体験できるか具体的に説明すること。
- e 滝の所在地を記載の上、湯来町における位置関係について記載すること。

ウ その他効果的な取組

本業務に対し、より効果的となる独自提案について、取組の内容、方法及び期待できる効果について記載すること。

エ 経費の内訳

本業務に係る経費について、内訳とともに記載すること。

なお、当該経費については参考見積として取り扱い、審査の対象としない。

(２) 提出部数等

ア 提出部数

正本１部、副本１０部

イ 書式体裁

規格は、Ａ４版縦置き横書きとし、表紙、裏表紙、目次及び本文の全てを含めて２５頁以内とする。（資料やイメージ図など、見やすくするためＡ３用紙を使用する場合は、Ａ４用紙の大きさに片袖折にすることとし、Ａ４用紙は両面又は片面いずれも可、Ａ３用紙は片面のみ可とする。なお、Ａ３用紙はＡ４用紙２枚換算とする。）

プレゼンテーション時にプロジェクターで投影するスライドはＡ４版横置きでも可能とする（ただし、企画提案書の内容は同一のまま。）。

ウ その他

企画提案書は1者1提案とし、2つ以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。
また、採用された提案の著作権は広島市に帰属する。

(3) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和8年8月21日（金）正午まで

イ 提出場所 前記1(5)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

7 審査（ヒアリング）の実施

審査委員会において、提案書の提出者を対象に、委員によるヒアリングを実施する。

(1) 実施日

令和8年8月28日（金）（予定）

(2) 場所・時間

別途書面により通知する。

(3) 持ち時間

提案内容説明20分以内、質疑応答10分

(4) 出席者

出席者は3名以内とすること

8 審査方法等

(1) 審査方法

審査・評価は公正かつ客観的に行うため、審査委員会において受託候補者特定基準に基づいて行う。

(2) 受託候補者特定基準

別紙「湯来町「滝パンフレット」制作業務受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

ア 審査委員会において、提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。

ただし、本業務を実施する目的、内容に鑑み、提案者の総得点が本市の求める最低水準（60点）に達していない場合又は別紙「1業務体制等」の各項目が本市の求める最低水準（3点）に達していない場合は、受託候補者とせず、得点の第二順位の者を受託候補者として特定する。

イ 得点が同じ者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(4) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面によりその結果を通知する。

(5) 審査結果の公表

契約の締結後、提案者全員の商号又は名称、評価結果及び受託候補者特定結果について、広島市ホームページで公表する。

9 契約の方法等

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (3) 企画提案の選定後、提案者と協議の上で企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。
- (4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を締結する。
- (5) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を締結する予定である。また、特定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

10 その他

- (1) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書は提出できない。
- (3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の作成並びに提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等の差替及び再提出は認めない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

11 問合せ先

前記1(5)に同じ